

釜石市「公の施設」指定管理者制度に関する指針

(平成 17 年 11 月 4 日決裁、平成 30 年 11 月 5 日改訂)

公の施設の管理に「指定管理者制度」を導入した地方自治法の一部を改正する法律が平成 15 年 6 月に公布され、同年 9 月から施行されたことを受けて、地方自治体の公の施設にも、従来の管理委託制度に替わって指定管理者制度を運用しております。

釜石市においても、指定管理者制度を適用するにあたり、その指針を次のとおり定めます。

1 「公の施設」とは

体育館、公民館、図書館などのように、住民の福祉を増進する目的をもって公共の利益のために設置される施設であり、その設置及び管理に関する事項は、条例で定めることとされています。

2 目的

「指定管理者制度」は、多様化する住民ニーズに、より効果的かつ効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の削減等を図ることを目的としています。

※ 道路法、河川法、学校教育法等個別の法律において公の施設の管理主体が限定される場合には、指定管理者制度をとることはできません。

3 指定管理者に関する事項

(1) 対象について

- ・ 指定管理者制度は、市が指定する法人その他の団体に公の施設の管理を行わせようとする制度であり、その対象は、民間事業者等が幅広く含まれるものです。
- ・ 指定管理者については、「法人その他の団体」という指定にかかる要件があるので、個人を指定管理者として指定することはできませんが、一定の団体であれば法人格は必ずしも必要ではありません。また、一つの公の施設について、同時に複数の者を指定管理者に指定することはできません。

(2) 権限について

- ・ 市長は、条例の定めるところにより、指定管理者に行政処分である公の施設の利用許可に係る行為を行わせることができますが、法令により市長のみが行うことができる次に掲げるような権限については、指定管理者に行わせることはできません（地方自治法第 244 条の 2 第 3 項関係）。
- ① 使用料の強制徴収（同法第 231 条の 3）
- ② 不服申立てに対する決定（同法第 244 条の 4）
- ③ 行政財産の目的外使用許可（同法第 238 条の 4 第 4 項。公の施設に売店やたば

こ自販機を置くなどの許可)

(3) 市議会の議決について

- ・ 指定管理者の指定に当たっては、市議会の議決を経なければなりません。

(4) 指定期間について

- ・ 釜石市では原則として概ね3～5年とします。
- ・ 指定管理者の指定は、期間を定めて行うこととされています(地方自治法第244条の2第5項関係)。この指定の期間については、法令上特段の定めはなく、数年のものから数十年に渡るものまであり得ると考えられます。ただし、合理的な理由もなく長期間の指定を行うことは、公の施設の効果的かつ効率的な管理の観点から不適切であり、市が公の施設の目的や実情等を勘案して適切に定めます。

(5) 利用料金について

- ・ 市が適当と認めるときは、公の施設の利用に係る料金を指定管理者の収入として収受させることができます。
- ・ この利用料金制は、公の施設の管理運営にあたって指定管理者の自主的な経営努力を発揮しやすくし、また、市及び指定管理者の会計事務の効率化を図るために創設されました。
- ・ 利用料金の金額は、その範囲、算定方法等、市の条例で定める基準により、指定管理者があらかじめ市の承認を得て定めることとなります。
- ・ 利用料金の減免については、原則市が行うこととなりますが、利用料金制を導入している施設については、条例に定めるところにより指定管理者に行わせることができます。

4 釜石市の「公の施設」の指定管理者制度に関する基本的な考え方

- ・ 釜石市では、すでに74施設(平成30年10月1日現在)において、指定管理者の指定を行っています。
- ・ 市が直接、管理運営している施設及び新規に開設する施設については、その性質を鑑みた上で、指定管理者制度の適用を検討してください。
- ・ 公の施設の施設区分[※]は「レクリエーション・スポーツ施設」「産業振興施設」「基盤施設」「文教施設」「社会福祉施設」の5つに分類されます。

※総務省自治行政局「公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査」調査要領より

(1) 指定管理者制度を適用する施設の決定

- ・ 各施設の担当課は、それぞれの施設について、「施設概要調書」により管理状況を

まとめ、それをもとに、直営とするか、指定管理者制度を適用するかを検討します。

- ・ 各課で検討した結果を庁議に諮ったうえで、指定管理者制度を適用する施設、市の直営とする施設を決定します。

(2) 条例の制定

- ・ 指定管理者制度を適用させる施設の条例について、地方自治法に基づき個別に次の事項を規定します。
 - 指定の手続き（申請、審査の基準など）
 - 管理の基準（休館日、開館時間など）
 - 業務の範囲（業務の具体的な範囲など）

(3) 指定管理者の募集

- ・ 民間法人等の幅広い参入の機会を確保し、競争原理を働かせるために、指定管理者の募集は、原則、公募としますが、公募によらず特定の団体を指定管理者の候補として選定することもあります。
- ・ 公募によるかどうかは、次の判断基準によることとします。

【公募についての判断基準】

- ① 施設の性格及び設置目的等に照らし、管理を代行する者を特定することが必要な施設については、指定管理者に該当すると認められる者を公募せずに選定することとする。
- ② 施設管理の代行と、それに密接に関連する政策・事業の推進を併せて代行させることが望ましい施設については、管理を代行する者の資格等に特別の条件を付し、公募のうえ選定することとする。
- ③ 民間企業が既に事業展開している分野で、民間のノウハウの導入により住民ニーズの効率的かつ効果的な実現が期待できる施設については、その円滑な管理運営を行うことができる民間企業等を広く公募のうえ選定することとする。

※ なお、上記のいずれの場合も、原則として市内に主たる事務所を有する団体に限定する。

- ・ 募集の期間は、概ね1ヶ月程度とし、十分な周知期間を設けます。
- ・ 周知方法は、広報紙、ホームページ、新聞などにより行います。
- ・ 公募にあたっては、施設の概要、管理の基準、業務の範囲、指定の期間、申請方法、選定基準、選定方法、過去3年間の歳入歳出決算状況、利用実績、設備・備品の一覧など情報提供を行います。

(4) 指定管理者候補の選定

- ・ 選定を公正に行うため、市役所内部だけでなく、外部の委員も含めた指定管理者選定委員会を設置します。

- ・ 委員の構成は、行政関係3人、民間5人の8人程度とします。なお当指針における民間人とは、原則「市内に在住又は在勤する者」とします。
- ・ 書類審査とプレゼンテーションを経て、指定管理者候補を選定します。
- ・ 審査については、仕様書に基づき審査項目を作成し、それぞれの項目に点数をつけ、合計点数の1番多い事業者を指定管理者候補とします。
- ・ 審査結果は点数を含めて公表します。
- ・ 公募によらず、指定管理者候補を選定する場合は、庁議の場で決定します。

(5) 指定管理者の指定議決

- ・ 選定委員会において選定された指定管理者候補を、指定管理者として指定するにあたっては、地方自治法に基づき次の事項について議会の議決を得ます。
 - ① 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
 - ② 指定管理者となる団体の名称
 - ③ 指定の期間

(6) 協定の締結

- ・ 指定管理者と市で協議のうえ、公の施設の管理に関する協定を締結します。
- ・ 協定は、原則として「基本協定書」と「年度協定書」の2つを締結します。
- ・ 「基本協定書」には、管理の基準や業務の範囲など条例で定める事項のほか、管理に係る業務の内容に関する事項（指定期間、事業計画、利用料金、業務報告、指定の取消し、リスク分担、業務の再委託に関する事など）、個人情報の取扱いに関する事項などを記載します。
- ・ 「年度協定書」には、毎年度市が支払う指定管理料、その他管理業務の実施にあたっての必要事項について記載します。

(7) 評価・モニタリング

- ・ 利用者の満足度を上げるため、また適切に管理運営がなされているかを確認するため指定管理者及び施設所管課はモニタリングを実施します。
- ・ 実施したモニタリングを元に、①指定管理者によるセルフモニタリングに基づく評価、②施設所管課のモニタリングによる評価、及び③市民を含めた委員から構成される指定管理者評価委員会による最終評価の3段階評価を実施します。
- ・ 指定管理者評価委員会は、原則として指定管理者選定委員で構成されます。
- ・ 評価を行い、評価が低い場合には適切な施設運営がなされるよう業務改善の指導を行ってください。指導を行っても改善されない場合には指定管理の取消しも考慮してください。

5 指定管理者制度と業務委託の違い

- ・ 指定管理者制度と業務委託は大まかに次のように区分されます。施設の性質等により適切な制度を活用してください。

	業務委託	指定管理者制度
管理主体	原則制限なし	民間事業者を含む法人及びその他団体
法的性格	私法上の契約関係	管理代行 ・ 指定により、公の施設の管理権限を指定を受けたものに移譲 ・ 入札手続きの対象とならない
施設の管理権限	地方公共団体が有する	指定管理者が有する
(1) 施設の使用許可等	地方公共団体が許可する ※受託者は許可できない	指定管理者が許可することができる
(2) 管理の基準及び業務の範囲	契約で定める	条例で定める
(3) 管理者の決定	管理者は地方公共団体	施設ごとに議会の議決が必要
利用料金制※	採用できない ※契約により地方自治体が料金を設定する	採用できる ※条例で定める範囲内で指定されたものが料金設定することが可能
利用料金の減免	地方公共団体が行う	利用料金制を採用している場合に限り指定管理者が行うことができる

※「利用料金制」とは、施設における利用料金収入を指定管理者が自らの収入とすることができる制度。